

予防接種健康被害救済制度について

**予防接種(※1)により、
健康被害が生じた場合には
救済が受けられます。**

(※1) 予防接種法に基づく定期接種・臨時接種

給付の種類

医療機関で医療を受けた場合

医療に要した費用(自己負担分)と
医療を受けるために要した諸費用が支給されます。(※2)

障害が残ってしまった場合

亡くなられた場合



高齢者等を対象とした
定期の予防接種の請求には
請求期限があります。

(※2) 高齢者を対象とした定期の予防接種の場合は入院相当の場合に限ります。

予防接種による健康被害とは？

ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の発赤・腫脹(はれ)などの比較的良好に見られる軽い副反応の範囲を超えて、極めてまれに起こる脳炎や神経障害などの副反応のこと。

予防接種健康被害救済制度の詳しい情報については、
厚生労働省のホームページをご覧ください。

予防接種 救済



申請に必要となる手続き等については、予防接種を受けられた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。

